

# ごあいさつ

# 安来市長 島田二郎

合併後の新たな時代に向かって、すべてのひとが「元気」で「いきいき」と「快適」に暮らせる都市の実現を目指し、新生「安来市」の基本指針となる安来市総合計画を策定しました。

近年、市民生活に密接なさまざまな分野において、国から地方公共団体への権限 や責任の移譲が進みつつあります。社会環境の変化に対応した地域社会づくりのた めには、地域が自らの選択と責任のもとに、創意工夫してまちづくりに取り組むこ とが一層重要となっています。市民が主体となった自活と共助の地域社会の確立に 向けて、これまで以上に住民自治や市民協働の取り組みを進める必要があります。

また、これからの時代は、市民が主体となり、自らがたくましく活き(自活) ともに助け合い(共助) 成長し支えあえる地域社会を創っていかなければなりま せん。

自活と共助のまちづくりは、市民の誰もが安心して安全に快適に住める、夢と希望に満ちた活力あふれるまちの実現につながります。

本計画を推進していくためには、市民の皆さまと行政が協働し、英知を結集することが重要であると思います。今後とも、深いご理解とご協力をいただきますようお願いします。

この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご協力を頂きました皆さまに心から厚くお礼を申し上げます。

平成18年3月

# 安来市総合計画 目次

第1	序 論	_
	. 計画策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	. 計画の構成と期間	2
3	. 本市をとりまく潮流 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)人口減少・高齢社会の本格到来	3
	(2)団塊世代の地方移動の可能性	3
	(3)地方分権時代における住民主体のまちづくり	
	(4)地域の自立にむけた行財政改革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(5)新たな広域都市圏確立への期待 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(6)技術と人材が拓く 新たなものづくり産業へ	
	. 安来市の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-
	. 安来市の地域特性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	. まちづくりへの住民意向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7	. まちづくりの課題と方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
<i>**</i> •	++	
第 2	— · · · · · · · ·	
	. まちづくりの基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	. 安来市の将来像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	. まちづくりの基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	. 計画の指針 ····································	
	(1)協働のまちづくり	
	(2) 土地利用および地域構造 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
-	(3)効率的な行政の推進 ····································	
5	. 施策体系図 ····································	Ιδ
第3	基本計画	10
• 1	. 参加と交流のまちづくり(参加と交流の促進)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	施策の基本方向	10
	施策の体系	
	市民・地域・行政の役割	
	(1)地域コミュニティの確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(2)共助の地域づくり	
	(3)多様な交流の促進	
	(4)連携の地域づくり	

	2 . 多彩な魅力と創造力豊かなまちづくり(産業の振興)・・・・・・・・・	••••• 24
	施策の基本方向	
	施策の体系	
	市民・地域・行政の役割	
	(1)農林業の振興	
	(2)商工業の振興	26
	(3)観光の振興	••••• 27
	(4)雇用の促進	28
	3 . みんなが住みよい快適環境のまちづくり(定住環境の整備促進)	•••• 29
	施策の基本方向	
	施策の体系	
	市民・地域・行政の役割	
	(1)道路・交通ネットワークの整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)水環境整備の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)地域情報化の促進	
	(4)生活環境整備の促進	
	(5)自然環境・景観の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(6)地域防災・防犯の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	4 . 地域の中で支えあう安心のまちづくり(健康・安心・生きがいの創造	36
	施策の基本方向	
	施策の体系	
	市民・地域・行政の役割	
	(1)保健・医療の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)地域福祉の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)子育て環境の充実	
	(4)高齢者福祉の充実	
	5.ひとが輝く活力発揮のまちづくり(教育・文化の充実)・・・・・・・	••••• 41
	施策の基本方向	
	施策の体系	
	市民・地域・行政の役割	
	(1)学校教育の充実	
	(2)社会教育の充実	
	(3)スポーツ・レクリエーションの推進	
	(4)青少年の健全育成	
	(5)文化活動の推進	
	(6)男女共同参画社会の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••• 47
参	🗦 考 資 料	••••• 48

# 1. 計画策定の目的

本市は、少子高齢化、高度情報化、環境問題の深刻化、産業構造の高度化など、社会経済情勢が大きく変化するなか、合併による地域構造の変化にともない、新たなまちづくりの課題やニーズが生まれてきています。

また、地方分権の進展や厳しい財政状況をふまえて、長期的な視野に立った 計画的かつ安定的な行政運営が求められています。

このような本市をとりまくさまざまな社会経済情勢の変化や新たな課題・二 一ズに的確に対応しながら、長期的な展望の下で総合的かつ計画的なまちづく りを進めるための指針として策定します。

# ◆計画の視点

この計画は、今後10年間の本市がめざすまちづくりの方向を示すものであり、 本市の発展につながる実効性の高い総合的なまちづくりの基本指針としていく ため、計画の視点は次のとおりとします。

- ○「"新生"安来市まちづくり計画」で示された新しいまちの将来像とまちづくりの基本方針の実現を目指して、行政運営だけでなく、市民活動や企業活動においてもまちづくりの基本指針となります。
- ○市民・地域・行政が協力し、より良い地域社会を創るために、それぞれの役割・責任をふまえた積極的な参加・協力によるまちづくりを促す計画です。
- ○限られた財源を効果的に活用して、有効な政策実現を図るため、本市の抱える課題やとりまく潮流を包括し、本市のさまざまな分野への波及効果をもたらす施策を設定します。
- ○既存の地域資源をまちづくりに有効活用できる計画です。
- ○めまぐるしく変化する地域社会の動向に対応するため、今後の地域社会の重要な変化要因を把握・予測した計画です。

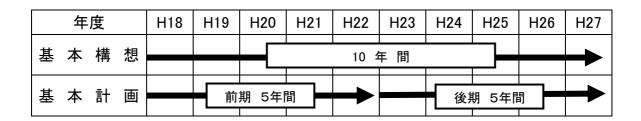
# 2. 計画の構成と期間

# ○基本構想

- ・長期的な視点に立ったまちづくりの指針を示すもので、まちづくりの基本理 念、基本目標、将来像、基本方針などを明らかにします。
- ・計画期間は平成 18 年度を初年度とし、平成 27 年度を目標年次とする 10 年間 とします。

#### ○基本計画

- ・基本構想で示されたまちづくりの将来像や基本目標を実現するために必要と なる施策、事業を体系別にまとめ、その具体的な展開を明らかにします。
- ・計画期間は平成 18 年度を初年度とし、平成 27 年度を目標年次とする 10 年間 とします。(前期 5 年、後期 5 年)





#### 用語解説

PΙ

ニーズ必要性。要求。

# 3. 本市をとりまく潮流

# (1)人口減少・高齢社会の本格到来

わが国は、全人口に占める 65 歳以上の人口比率が平成 26 年には 25%を超える超高齢社会の到来が見込まれています。特に、こうした傾向は地方都市ほどより急激に進み、地域活力の低下が懸念されています。

加えて、未婚化・晩婚化傾向が強まる中、少子化も同時に進行しており、総人口は平成17年をピークに今後は人口減少期に入ると予測されています。本市においても、高齢化率27.5%を超え、今後もさらなる人口の減少と著しい高齢化の進行が危ぶまれており、独居老人家庭の増大、集落機能の低下、農地の耕作放棄、市内の産業の衰退などが予測されています。

# (2)団塊世代の地方移動の可能性

2007年には、戦後のベビーブームに生まれたいわゆる「団塊の世代」が定年を迎え、大量の退職者が生じます。この世代は、戦後の高度経済成長期を支えた技能や企業活動を通じた豊富な経験をもつことなどから、今後の社会経済や地域社会に対するさまざまな影響が予測されています。

また、団塊世代の人口は都市部に集中していることから、退職を契機とした帰郷や I ターンなど、都市から地方への人口移動の可能性も予測されます。本市では、人口減少や高齢化を背景として、地域社会の担い手不足がまちづくりの大きな課題となるなか、団塊世代を地域社会の主要な担い手として捉えていくことが重要となります。

## (3)地方分権時代における住民主体のまちづくり

市民生活に密接なさまざまな分野において、国から地方公共団体への権限 や責任の移譲が進みつつあります。社会環境の変化に対応した地域社会づく りのためには、地域が自らの選択と責任のもとに、創意工夫してまちづくり に取り組むことが一層重要となっています。

地方公共団体が引き続き発展していくためには、行財政改革やまちづくりをけん引する人材育成はもとより、地域住民やボランティア団体・NPOなどのさまざまな主体の参加と連携が不可欠です。

本市では、住民が主体となった自活と共助の地域社会の確立に向けて、これまで以上に住民自治や市民協働の取り組みを進める必要があります。

#### 用語解説

# ・団塊(だんかい)の世代

1947年から1949年の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。

・Iターン

大都市などで生まれ育った人が、地方に移り住むこと。

· NPO

非営利組織。福祉や環境など多様な公益的活動を行う民間団体。

# (4)地域の自立にむけた行財政改革

地方財政の状況は、税収の伸び悩みや財源不足、地方債残高の増加等によって厳しさを増しています。地方公共団体においては、行財政運営の効率化や財政基盤を強化し、財政の健全化を図ることが極めて大きな課題となっています。

本市においても、事業の一元化・統合を速やかに図ると同時に、受益者負担のあり方や役割分担の適正化など、既存の行財政システムや事務事業を抜本的に見直し、行財政改革を実行する必要があります。

また、限られた財源をより効果的に活用するために、まちづくりへの波及効果の視点から、政策や予算における選択と集中を図ることが重要となります。

# (5)新たな広域都市圏確立への期待

中海圏域では、市町村合併をひとつの契機として、観光・交流・産業・環境など、さまざまな連携が進みつつあり、中海がもつ魅力やポテンシャルとともに都市機能の相互補完による新たな都市圏形成への期待が高まりつつあります。

さらに、アジアとの交流を見据えた時、中海圏域は対岸の中国東北部、ロシア沿海地方、朝鮮半島などを含む環日本海地域における交流圏を形成し、さらに発展させていく可能性をもっています。

こうした広域的な地域発展の可能性に対して、圏域内における機能補完や 市民協働による多角的な取り組みなど、新たな都市圏の確立を視野に入れた まちづくりを積極的に進めることが重要となります。

# (6)技術と人材が拓く 新たなものづくり産業へ

ものづくり産業は、高度経済成長期におけるわが国の産業をけん引する基 幹的産業として発展し、高度化が進んできました。現在は、市場及び生産拠 点のグローバル化への対応が求められています。

本市を含む中海圏域においては、山陰で最も企業集積が進んだ地域として、 製造業振興を中心とした地域経済の発展に向けて、各種の取り組みを進めて きています。

今後は、市内企業が保有している技術・人材のレベルアップや相互連携を 図り、急速に進展する技術革新や世界的な市場構造の変化、また高度情報化 や国際化などの産業環境に的確に対応できる、新たなものづくり産業の育成 が重要となります。

#### 用語解説

・ポテンシャル

潜在的に持っている可能性としての能力。

グローバル化

ものごとが、地球的規模に拡大していくこと。

# 4. 安来市の概要

本市は島根県の東部、鳥取県との県境に位置し、北は<u>汽水湖</u>である中海を隔て松江市、境港市(鳥取県)、東は米子市(鳥取県)、南部町(鳥取県)、南は日南町(鳥取県)、奥出雲町、西は東出雲町、松江市、雲南市に接しています。市域は東西およそ 22 km、南北およそ 28 kmで、面積は 420.97k ㎡ (うち可住地面積は 95.62 k ㎡)、人口は 43,834 人 (平成 17 年国勢調査速報値)です。

今からおよそ 1,300 年前、当地域は出雲国の東部「意宇(おう)郡」に属していましたが、その後平安時代に「意宇郡」から分離して「出雲国能義郡」として一つの行政区域となりました。

戦国時代には月山富田城(広瀬町富田)を居城とした尼子氏が、陰陽 11 州 (現中国地方及び兵庫県南部)に勢力を伸ばし、当地域は山陰の中心地として栄えました。また、江戸時代になると松江藩の支藩として広瀬藩(藩邸: 広瀬町広瀬)、母里藩(藩邸:伯太町西母里)が置かれ、安来は山陰道の港町として和鉄や蔵米の集散地として発展しました。

廃藩置県により、明治4年7月、松江県・広瀬県・母里県が成立しましたが、同年11月には島根県として統合され、明治22年の市町村制の施行に伴い当地域は16町村となりました。戦後各町村が合併し、「安来市」「広瀬町」「伯太町」の1市2町となっていましたが、平成16年10月1日に新設合併し、新生「安来市」となりました。

南部に広がる緑の山々はさまざまな自然の恵みをもたらし、市域を源流から河口まで流れる飯梨川・伯太川両河川は優れた農地を育んでいます。また、これらの河川は流域連携による地域のネットワーク化にも有効な資産となっています。

さらに、全国的に知れ渡る民謡・安来節をはじめ、それぞれの地域で培われてきた個性豊かで優れた民芸・美術・伝統技術・伝統芸能・歴史的建造物など、多彩な文化を有しています。

# 用語解説

海水と淡水の混合した水からなる湖。

# 5. 安来市の地域特性

本市は、中海や飯梨川・伯太川、豊かな平野と中国山地に連なる豊かな緑など、美しく豊かな自然環境に恵まれ、源流から河口まで広がる広大な市域により、多彩な自然環境を内包しています。また、歴史のロマンやダイナミズムが感じられる有形・無形の資源を多数有しており、地域の財産となっています。

産業においては、県内屈指の穀倉地帯を有するほか、伝統技術を誇る産業など、多彩な産業活力にあふれており、ものづくりを中心とした高い技術と知恵を有しています。

本市には、こうした環境を背景とする個性豊かな地域が存在しており、自由闊達(かったつ)な風土を育んできました。

さらに、市町村合併によって4市1町の自治体に再編された中海圏では、 周辺に暮らす市民共通の財産である「中海」の存在について、その魅力やポ テンシャルを多角的な視点から見つめなおし、圏域全体の発展に活かしてい くことが期待されています。

すでに、島根県や本市など5市町と観光業者ら76団体で組織する「神話の国縁結び観光協会」や島根・鳥取両県44団体が結集した「中海・宍道湖・大山圏域観光連携事業推進協議会」が発足し、圏域の観光ルートづくりや情報発信、温泉・美術館ネットワーク、産業観光が検討されています。

近年、山陰で最も企業集積が進む中海圏域を対象エリアとして、その経済発展・製造業振興を目的として「中海圏域産業技術展」が開催されています。

加えて、2005 年 11 月 9 日には、国際的に重要な湿地を保全する「ラムサール条約」に宍道湖・中海が正式登録され、今後は保全・再生・賢明利用への連携した活動へ期待が高まっていくものと考えられます。

本市は、島根・鳥取両県の結節するエリアに位置し、中海圏域の4都市連携においても高速交通網や鉄道、空港・港湾への近接性を含めて交流・連携の要衝地という存在といえます。

今後、本市を含む中海圏域が環境保全地域として注目されることはもとより、広域観光や歴史文化、ものづくりなどの多角的な地域発展の共通活力基盤として「中海」のポテンシャルは一層高まるものと考えられます。

## 用語解説

・ダイナミズム

。活力。力強さ。

- ・ポテンシャル P4 参照
- ラムサール条約

正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1971年にイランの地方都市ラムサールにおいて締結された。

# 6. まちづくりへの住民意向

本市の地域特性のひとつでもある自然の美しさや住まいの近くの町並みや風景など、自然や景観に対する市民の満足度は高い傾向にあります。

また、身近な病院・診療所の便利さについても、各地域に医療施設が立地 していることもあり、比較的高い満足度が得られています。

一方、雇用の場や商業・サービス業、工業の振興などに対しては、低迷する景気動向もあり、市民の不満度が高い傾向にあります。

また、全般的に道路の整備状況やバス、公園・広場、買物、市役所用務に おける便利さなどに対する不満が高い傾向があり、市民の日常生活の利便性 向上への期待が高いものと考えられます。







# 7. まちづくりの課題と方向性

# ◆ 地域コミュニティによる自活のまちづくり

○地域における市民の活動単位となる地域<u>コミュニティ</u>の活性化を図り、地域づくりへの意欲の向上や住民参加の機会の拡充、公民館活動やNPO等の活動、生涯学習などを通じて、自活のまちづくりを推進する必要があります。また、地域特性を活かし地域固有の伝統文化の振興に向けた支援を図っていく必要があります。

# ◆ コミュニティの連携による共助のまちづくり

○まちづくりを進めるにあたって、地域の特性を活かした<u>コミュニティ</u>の形成 とともに、地域<u>コミュニティ</u>同士が交流し連携を深めることが重要になりま す。お互いの地域を理解し協力し助け合うことにより一体となって活動に取 り組み、共助のまちづくりを進め、様々な課題に対応していく必要がありま す。

# ◆ 定住の促進と地域の担い手誘導

○若者をはじめ地域の担い手の定住を促進するための対策を総合的に実施していくことで、農林業や商業など地域の産業や生活機能を担う人材の確保に努める必要があります。

## ◆ 産業活力の維持向上と交流人口の拡大

○ものづくりを中心とした技術向上や人材育成、雇用の場の創出などに取り組む必要があります。また、民謡安来節など地域観光資源を活用した観光産業の活性化による交流人口の拡大などを図っていく必要があります。

#### ◆ 自然環境の保全と環境問題への取り組み

○美しい緑と水、生態系の保全を図るとともにゴミ、生活雑排水の処理体制を 強化していく必要があります。そのため、資源の有効利用 ISO 14000 シリー ズへの対応などによる環境意識の高揚に努める必要があります。

# ◆ 生活環境基盤の整備充実

○生活道路網、上下水道、情報通信環境など、基本となる生活環境基盤の整備 を進め、ハード・ソフトの両面から住民生活の利便性を高めていく必要があ ります。

# ◆ 高齢者対策の充実

○高齢者が安心して健康に暮らせる保健・医療・福祉の総合的な連携や健康づくり、介護状態にならないようにする啓発の機会づくりを充実させていくとともに、多様なニーズに応えられるサービスが提供できるよう体制を整備していく必要があります。

# ◆ 少子化に対応した地域づくり

○少子化対策として、安心して子どもを生み育てることができるサポート体制 を充実させていくとともに、教育施設・機能の再編整備や子ども同士の多様 な交流の促進など少子化に対応した地域づくりを進めていく必要があります。

# ◆ ふるさと教育への取り組み

○若者の地元定住を促進するため、生まれ育った地に愛着と誇りをもち、地域 に根ざして活躍する人材を育てるため、ふるさと教育を進めていく必要があ ります。

# ◆ 行財政改革の推進

○住民の高度で多様な<u>ニーズ</u>に対応できる行政能力の向上、財政基盤の強化、 行政コストの削減などを図っていく必要があります。

## ◆ 広域連携の強化

○近隣自治体などとの連携を強化し、それぞれの都市の個性を活かした山陰の 中央に位置する一体的な都市圏の形成を図っていく必要があります。

# 用語解説

Ρ8

・コミュニティ

一般的に共同体または共同社会。その中でも「地域コミュニティ」は、特に地域の結びつきが強 く、地域性を持った集団のこと。

- N P O P3参照
- ・ISO 14000シリーズ

ISO (国際標準化機構) =国際的な (世界共通の) 標準規格を作成する組織。 14000 シリーズ =環境保全 (環境マネジメント) に関する標準規格。

P9

ニーズ P2参照

# 1. まちづくりの基本理念

# 【基本的な視点】

『まち』では、そこに暮らし、働き、ふれあい、学び、憩うすべてのひとび とが、健康で文化的、安全で快適な生活を営めることが重要です。

# 【発展を支える視点】

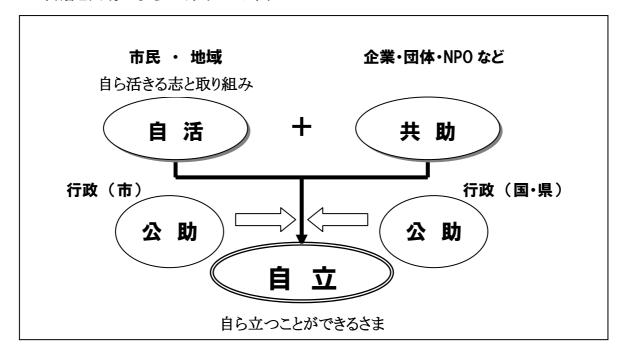
- ① 元気な"ひと"(健やかな命・コミュニティ)
- ② 活力ある"生業"(伝統あるものづくりの技・産業)
- ③ 快適な"環境"(優れた居住空間・豊かな自然、生態系)を育み、活かしていくことが重要です。



# 目指そう!

「 元気・いきいき・快適都市 」 ~ 自活と共助のまち・やすぎ ~

# ■ 自活と共助のまちづくりイメージ図



# 2. 安来市の将来像

# 「元 気・いきいき・快 適 都 市」

# ~水と緑と文化が調和する健康・交流のまち~

永い時と先人の叡智(えいち)により醸成された財産を礎とし、健康な人びとを育み、ひと・物・情報が活発に行き交う環境を整えることにより、新たな時代に即した多彩な<u>コミュニティ</u>の形成、産業の振興、地域活力の創造に努め、すべてのひとが「元気」で「いきいき」と「快適」に暮らせる都市を目指します。

# ~中海圏の交流と発展 フロンティア都市やすぎ~

中海圏域の多角的な地域発展の基盤として期待が高まる「中海」を、この地域の共通資産として捉え、県境を越えた取り組みとして、圏域の交流と発展の 先導的役割を市民協働において果たすことにより、「中海圏の交流と発展 フロンティア都市やすぎ」を目指します。

# 3. まちづくりの基本目標

# 「 自活と共助のまち・やすぎ 」

21世紀という新しい時代は、住民が主体となり、そこに暮らす住民とその子孫のために、自らがたくましく活き(自活)、ともに助け合い(共助)、成長し支えあえる地域社会を構築しなければなりません。

自活と共助の地域社会の確立は、すべての住民が安心して住める、夢と希望 に満ちた活力あふれるまちの実現につながります。

国勢調査によると、本市の人口は 43,834 人 (平成 17 年速報値) と前回調査 から 1,421 人減少しており、今後、高齢化率のさらなる上昇が見込まれます。

こうした地域の人口構造の大きな変化が予測されるなか、団塊世代を地域社会の主要な担い手として捉え、行政と市民が一体となって自活と共助の地域社会の確立に向けて、積極的な取り組みを進めることで人口減少の抑制を図り、本計画の目標年度である平成27年の目標人口を45,000人とします。

# 4. 計画の指針

# (1)協働のまちづくり

これからの自立したまちづくりには自活、共助、公助がそれぞれに機能することが必要です。

そのためには、現行の行政サービスを自活、共助、公助の観点から見直し、 適正な受益者負担を求めるなど、行政と住民の役割分担を再構築することが 必要です。

行政と住民がともに期待される役割を担い、「住民と行政の協働のまちづくり」と「住民が主体的に取り組むまちづくり」が必要です。

また、住民が主体となってまちづくりを進める上での基本姿勢を示す「<u>ま</u>ちづくり基本条例」の策定を目指します。

この計画は、安来市のこれからのまちづくりに向けた行政運営を行うための 上位計画として、各施策を実施していく上での基本指針となるものです。

安来市のまちづくりにあたり、市民・地域、企業・団体・NPO等、ならびに国・県・他市町村などに対しては、次のような役割と位置づけを持っています。

# ○市民・地域に対して

これからのまちづくりは、市民や地域の主体的な参画が必要です。この計画は、安来市の将来像の実現を目指して市民・地域が行政と一体となった活動を進めていくため、それぞれが果たすべき役割を示し、主体的な参画を促していくものです。

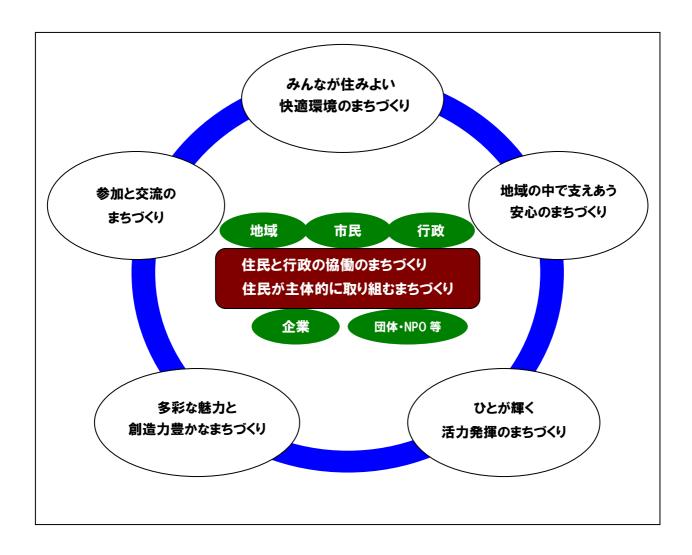
# ○企業・団体・NPOなどに対して

まちづくりは、行政と企業・団体・<u>NPO</u>などとの有機的な連携が必要であり、共に活動を進めていくため、それぞれが果たすべき役割をこの計画に示し、 積極的な連携を促していくものです。

# ○国・県・他市町村に対して

安来市が目指すまちづくりの基本指針及び施策を示し、計画実現に向けた事業の実施・運営、財政措置などにおいて国・県・他市町村等に対し理解と協力を要請するものです。

# ■まちづくりのイメージ図



#### 用語解説

P10

・コミュニティ P9参照

## P11

- ・コミュニティ P9参照

・**フロンティア都市**フロンティア(国境地方、境界地域)を転じて、フロンティア都市は、「未来に向かって豊かな可能性を秘めている都市」という意味を込めている。

## P12

・**まちづくり基本条例** まちづくりについて、市民と行政がそれぞれの役割や責任を自覚し、協働してまちづくりを進めるための基本的な事項を条例として定めるもの。

• NPO P3参照

# (2)土地利用および地域構造

本市は飯梨川、伯太川の源流から河口まで続く広大な市域を有しており、南部の山間豪雪地帯から北部の沿岸地帯まで自然環境の異なるさまざまな地域や場所があります。

土地利用の状況は、集落が点在する「自然・農山村地域」、人口が集積する「市街・都市的空間地域」、この二つの地域の中間に広がる「田園・農業集落地域」に大きく分けられます。

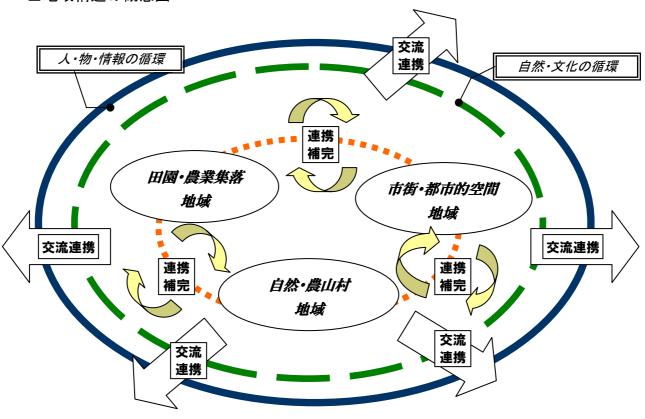
# ①基本的な考え方

それぞれの地域の機能を分担・連携・相互補完し、地域特性を多層に連携 させることによってより豊かな住民生活の創造を目指します。

市内全域のネットワーク(交流、情報)を充実、強化することによって、 誰もが容易に交流、アクセスできる地域基盤づくりを目指します。

このため、現在の土地利用の状況をふまえて、地域が持つ特性や機能に適した有効な土地利用を促進します。

# ■地域構造の概念図



# ②特性・機能に基づいた地域づくり

# ○ 集落が点在する「自然・農山村地域」

豊かな緑と豊富な水源、生態系等の適切な保全に努めるとともに持続的に 自然の恵みを享受できる環境づくりをします。

- ・河川を軸とした上下流流域との連携を強化し、自然環境や水質の向上
- ・各集落、市街地などとの相互ネットワーク化を促進し、生活環境の向上

# ○ 中間に広がる「田園・農業集落地域」

農業生産基盤の整備を推進するとともに、自然環境の保全、田園景観に配 慮した資源循環型の地域づくりをします。

・農産品の加工・高付加価値化、流通機能の強化による農業構造の改善と活 性化を支援

# 〇 人口が集積する「市街・都市的空間地域」

活力ある市街地形成と産業振興基盤の整備による都市的機能づくりをします。

- ・福祉・医療の拠点、文化・交流・情報・防災の拠点の整備などを推進
- ・憩いと安らぎの都市的空間の創出や居住空間整備、町なみ整備

#### 用語解説

P14

#### ・アクセス

幹線道路などの交通網、ネットワークや通信回線などを利用すること。またはその利便性。

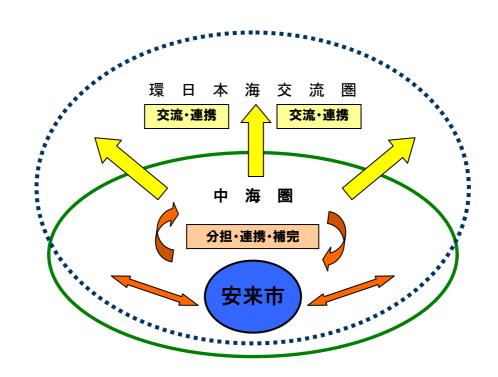
# ③広域交流都市圏の形成

中海圏域における新たな都市圏に加え、環日本海交流圏の形成を視野に入れた土地利用および都市構造の形成を図ります。

中海圏域における都市機能等の分担・連携・相互補完を図り、新たな都市 圏の形成など、圏域全体の発展を目指します。

島根・鳥取両県を結節する立地環境と高速交通網や鉄道、空港・港湾への 近接性を活かし、中海圏域における交流・連携の要衝地としての役割を果た します。

# ■広域交流都市圏の概念図



#### 環日本海交流圏

日本海沿岸の都市はもとより中国北東部、ロシア沿海地方、朝鮮半島などを含む広範な圏域。市民協働によって経済、環境、文化、教育、芸術、スポーツなど、多方面での友好的な交流・連携を促進することを目指す。

# (3)効率的な行政の推進

# ①行財政改革の推進

本市は地方分権の推進、少子高齢化、行政課題の高度化、財政状況の厳しさ、さらには過疎化の進行等多くの課題に直面しています。

地方自治体の責務は、地域で暮らす人々の生活に必要な行政サービスを適正な負担で提供し続けることです。

本市が、自治体としての責務を果たして行くために、「地域の課題は地域の判断と責任で処理する」という基本姿勢に立ち、自主性・自立性の確立と、簡素で効率的な行政運営を行うため抜本的な改革が必要であり、行財政基盤の確立をめざし、行財政改革を推進します。

このため、組織機構の見直しや財政運営の適正化を推進するとともに、住民参加と協働システムの構築を目指した行政評価システムの導入を図ります。

#### ②新市庁舎の建設

合併後採用してきた分庁舎方式は、事務効率や市民サービスの点からも改善が必要となっています。総合的かつ効率的な市民サービスの向上を図るとともに、防災拠点としての機能を持った新市庁舎建設の必要があります。



# 5. 施策体系図

この計画は、市民をはじめ、各種団体・組織等の自活と共助、そして行政による公助により、市民が安心して幸せに暮らせる、豊かで個性ある地域を創造するため、本市の将来像やまちづくりの基本目標、5つの柱を次のとおりとし、行政と市民協働により施策・事業の推進を図ります。

# 目指そう!

「 元 気・いきいき・快 適 都 市 」 ~ 自活と共助のまち・やすぎ ~

# (教育・文化の充実)活力発揮のまちづくり

⑥男女共同参画社会の推進③スポーツ・レクリエーションの推進②大化活動の推進②大化活動の推進②社会教育の充実

(健康・安心・生きがいの創造) 安心のまちづくり 地域の中で支えあう

④高齢者福祉の充実②サ域福祉の充実(の)保健・医療の充実

(定住環境の整備促進)快適環境のまちづくりみんなが住みよい

⑥地域防災・防犯の推進③地域情報化の促進③地域情報化の促進②水環境整備の促進

**(産業の振興)** 創造力豊かなまちづくり 多彩な魅力と

④雇用の促進①農林業の振興

(参加と交流の促進)参加と交流のまちづくり

# 1. 参加と交流のまちづくり(参加と交流の促進)

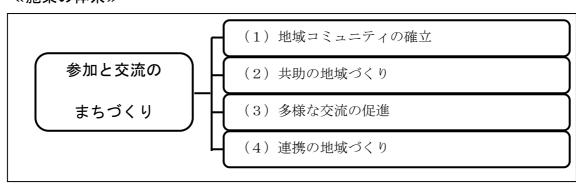
# ≪施策の基本方向≫

社会経済情勢の変化や少子高齢化、価値観の多様化などにより、地域の連帯感や活力の低下が生じており、相互扶助や社会参加など地域のコミュニティ機能が失われつつあります。市民がそれぞれの個性や能力を発揮し、積極的に行動ができる環境づくりに努め、地域を活力あるものにし、発展させていくために地域コミュニティを確立し、自治意識の高揚を促進します。

地域でともに助け合い協力していくことが地域<u>コミュニティ、</u>住民自治の原点です。地域や仲間で共に連携して、不足するものを補い合い、助け合って安心して生活ができる共助の地域社会を目指します。

中海圏域は周辺都市の交流や連携の要衝地といえます。広域観光や歴史文化、 ものづくりなど地域発展の共通活力基盤が数多くあります。中海圏域を日本海国 土軸における中核都市圏として確立し、さらには環日本海交流圏を形成するため に、圏域の連携を深め、交流と発展の先導的役割を市民協働によって果たすこと が重要であると考えます。

#### ≪施策の体系≫



# ≪市民・地域・行政の役割≫

市民	地 域	行 政
<ul><li>○まちづくりに主体的に 取り組みます。</li><li>○まちづくりの基本姿勢 を示す条例制定を目指 します。</li><li>○自治意識を高め、参加と 協働に努めます。</li></ul>	○地域住民の連携により 地域活性化を図ります。 ○コミュニティステーションを確立し地域自治 の強化、活性化を図ります。	<ul><li>○地域コミュニティステーションの整備・確立を支援します。</li><li>○地域のイベントや伝統行事の開催に向けた側面支援を推進します。</li></ul>

# (1)地域コミュニティの確立

高齢者世帯や核家族、共働き世帯の増加、個人の価値観の多様化、また、個人 主義や人間関係のわずらわしさを避ける風潮も相まって、地域の連帯感や活力の 低下が生じ、相互扶助や社会参加など地域のコミュニティ機能が失われつつあり ます。

地域の主役である住民がその個性や能力を発揮し、積極的に行動、創造できる 環境づくりに努め、地域を元気にし、発展させていくために地域コミュニティを 確立し自治意識の高揚を図ります。

地域づくりの核となる拠点施設として各地域にコミュニティステーションを 整備し、子どもからお年寄りまで、住民誰もが気軽に集える交流の場とします。 身近な共通課題は地域でともに考え、ともに助け合い解決していくことが地 域コミュニティ、住民自治の原点であると考えます。自分で解決できることは 自分で、一人で解決できないことは地域や仲間(NPO、ボランティア、団体、 企業など)で解決をする共助の地域を目指します。

- 地域コミュニティステーションの整備
- 地域コミュニティの情報発信・情報の共有の強化
- 情報インフラ (光ファイバーケーブルによる地域イントラネット等) の整備
- じげの担い手育成の支援
- 公民館、体育協会、消防団等の地域活動支援
- 地域のイベントや伝統行事などの支援
- 地域課題の解決や活性化に向けた行政との協働の実践
- 地域ボランティア団体の育成

#### コミュニティステーション

特に法的な根拠や定義はありません。 新生市が目指すコミュニティステーションは、地域の活動(地域振興・生涯学習等)、共助 の地域づくりの核となる拠点施設であり、子どもからお年寄りまで、住民誰もが気軽に集える 交流の場とします

また、その地域の住民が、自分たちの地域にはどのようなコミュニティステーションが必要 かを自分たちで考え、それに沿って整備を行うことが望ましいと考えています。

具体的には、現在の公民館を活用することを基本とし、本来生涯学習の拠点である地区公民 館が持つポテンシャルを最大限に引き出せるよう、その地域の実情、活動状況に応じた施設の 整備・拡充、活動の支援を行います。

#### 用語解説

P19

- ・コミュニティ P9参照
- ·環日本海交流圏 P16参照

# (2) 共助の地域づくり

地域における "ひと"と "ひと"の関わりや組織・団体同士の関わり合い、都市と農山村地域との関わり合いなど、さまざまな関係が良好に保たれるためには、多様な主体者 (住民、NPO、ボランティア、行政、団体、企業など)が対等なパートナーとして社会に参加・参画できる環境が必要となります。これらの主体者が相互に助け合い、連携して不足するものを補い助け合うこと (連携・補完)によって地域の繁栄、地域における安心感のある暮らしが実現できるものと考えられます。

点在する空き家を活用するなど、地域における関係づくりや参加・参画の場としてさまざまなひとびとが集える交流の拠点を整備し、共に助け合い、支えあって安心して生活ができる地域社会を目指します。

今なお根強く残る偏見や差別意識、人権に関するさまざまな問題に対し、あらゆる偏見や差別意識の完全解消のための総合的な人権教育を推進し、地域においても住民一人ひとりが、同和教育をはじめ人権問題について学習できる機会の拡大に努め、より一層、人権意識の高揚を図り人権を尊重した共助の地域づくりを目指します。

また、配偶者からの暴力や高齢者への虐待は表面化しづらく、家庭や施設内の問題として見過ごされてきており、地域社会全体として人権を守る体制を充実させ、虐待防止のための啓発活動を推進します。

- 地域コミュニティ相互の交流機会の拡大
- 思いやりのある相互扶助の地域づくりの推進
- 地域に根付いてきた祭事、伝統行事を通じたコミュニティ意識の醸成
- NPO・各種団体等との協働による地域づくりの推進
- 人権教育・啓発に関する基本方針等の策定
- 人権意識高揚のための啓発活動
- ノーマライゼーションの地域づくり
- 人権相談窓口の拡充
- 在住外国人のための相談体制の整備
- DV相談窓口の設置

# (3) 多様な交流の促進

"ひと"と"ひと"の出会いやふれあいを大切にした近隣都市との交流、住民や民間団体が主役として活躍できる国際交流を図り、異文化や新しい価値観、考え方にふれる機会の拡大を推進します。

月の輪祭、祇園祭、刃物まつりなど市の主要な祭りや自然環境を活かした<u>グ</u>リーンツーリズムなど、多様な機会を活かした交流を促進します。

中海のラムサール条約登録を契機に、良質な水資源を確保するための広葉樹 植林作業を通じた交流の推進や、新たな交流の場ともなる中海ふれあい公園(仮 称)の整備促進を図ります。

また、国際的な交流を促進するため、国際化に対応できる人材の育成、外国 語習得の機会の拡大にも力を注ぎます。

- 史跡・歴史的町並みの活用
- 伝統的祭事、伝統行事による交流促進
- 安来節による交流促進
- 青空市・朝市の開設促進
- 中海ふれあい公園(仮称)の整備促進
- 親水空間、市民の森、水と緑の空間の活用
- ウォーターフロントの整備
- 交流促進施設の拡充
- デュアルライフの推進
- 密陽市(大韓民国慶尚南道)との姉妹都市交流
- 異文化(国際)交流の推進
- 外国語指導者の招へい

# 用語解説

#### P20

- ・コミュニティ P9参照
- N P O P3参照
- ・光ファイバーケーブル

ガラス繊維を使用した情報通信(光通信)のためのケーブル(線)。従来の金属線に比べて大容量の情報を伝達できる。

- 地域イントラネット
- インターネットの技術を利用して構築される地域内ネットワーク(情報通信網)のこと。
- ・じげ

地元。住んでいる地域。

# (4)連携の地域づくり

中海圏域は高速交通網や鉄道、空港・港湾が身近にあり、交流、連携の要衝 地といえます。広域観光や歴史文化、ものづくり等の多角的な地域発展の共通 活力基盤として中海のポテンシャルは、一層高まるものと考えられます。

道州制を見据えた時代の中において、島根・鳥取両県を結節する地域として、 都市機能の相互補完や広域連携による自然環境と生態系の保護への取り組みな どを通じて、中海圏の交流と発展の先導的役割を果たし、個性と存在感のある「中 海圏の交流と発展 フロンティア都市やすぎ」を目指します。

- 都市間連絡道路網の整備促進
- 高次都市機能(国際空港・国際港湾・高度医療施設等)へのアクセス改善
- 広域連携を図る協議会等の組織化
- 多様な組織等(住民、行政、企業、各種団体)の連携強化

#### 用語解説

#### P21

- N P O P3参照
- ・コミュニティ P9参照 ・ノーマライゼーション
- 障害者を特別視せず、 一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会を 実現すべきという考え方。
- D V

ドメスティックバイオレンス。一般的に、配偶者からの暴力のこと。

#### P22

- ・グリーンツーリズム
  - 緑豊かな農山村地域で自然、文化、ひとびととの交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
- ・ラムサール条約 P6参照
- ・デュアルライフ

都市と農村の共生・対流を促進する都市と農山村を双方向に行き交う生活スタイル、農山村の魅 力を享受できる生活スタイル。

・ウォーターフロント

港湾などの水辺の空間。

## P23

- ・ポテンシャル P4 参照 ・フロンティア都市 P13 参照 ・アクセス P15参照

# 2. 多彩な魅力と創造力豊かなまちづくり(産業の振興)

# ≪施策の基本方向≫

活力ある農業生産に向けて、豊かな自然、地域の特性を活かしながら、後継者や新規就農者など担い手の育成確保に努め、生産基盤の整備や生産団地の育成などに取り組んでいきます。

また、森林の持つ水源かん養、地球温暖化防止等の公益的機能を十分に発揮する豊かな森づくりを目指して、林道整備、間伐を計画的に行います。

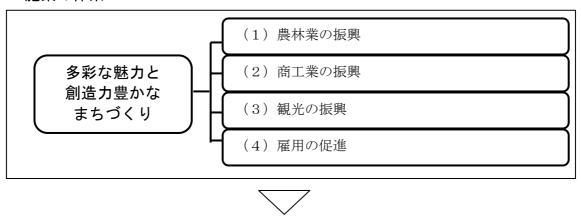
空き店舗を活用した商店街の活性化促進等により、まちづくりと一体となった商業振興を図ります。

工場拡張や企業内起業に対応するため工業団地の造成を行い、産学官の連携 強化、研究基盤を持たない中小企業への支援を行い、新技術、先端的技術の開 発を促進します。

価値ある遺跡や史跡、古社寺、伝統芸能、温泉など恵まれた資源を活かし観 光の振興を図ります。

雇用をめぐる情勢は極めて厳しい状況が続くなかで、地域雇用の機会拡大に向けた取り組みを促進します。

# ≪施策の体系≫



# ≪市民・地域・行政の役割≫

市民	地 域	行 政
○地産地消や地元製品愛 用など、地元産品の消費	○地域産業に対する理解 を深め、産業特性を活か	○生産基盤の整備や交通 アクセスの向上など、環
拡大を心がけます。	したまちづくりを進め	境整備を推進します。
○地域資源を活かした観	ます。	○地域産業の振興に向け
光振興にむけた取り組 みへの参加・参画に努め	<ul><li>○<u>U I I ターン</u>者の受け</li><li>皿を地域でつくり、共に</li></ul>	た技術開発・人材育成を 支援します。
ます。	歩むまちづくりを推進	○地域産業や地域資源の
	します。	情報発信とPRを推進します。

# (1)農林業の振興

活力ある農業生産に向けて、豊かな自然、地域の特性を活かしながら、後継者や新規就農者など担い手の育成確保に努め、「生産基盤の整備」「生産団地の育成」「流通体制の構築」「加工対策」「ブランド化」などを中心に取り組んでいきます。また、有機農産物等の環境にやさしい農業を目指し、生産者と消費者が連携した地産地消、農作物の鳥獣被害対策等も積極的に推進します。

畜産の振興に努めるとともに、排出されたふん尿から良質の堆肥を生産し、 循環型農業を推進します。

林業については、森林の持つ水源かん養、地球温暖化防止等の<u>公益的機能</u>を 十分に発揮する豊かな森づくりを目指して、林道整備、間伐を計画的に行い、 特用林産物の振興などに取り組みます。

- 農業後継者、定年帰農・新規就農者、集落営農組織の支援・育成
- ふるさと公社(仮称)の設立
- ほ場、農道等の生産基盤の整備
- 果樹・野菜・園芸作物の振興、団地化の推進と流通の拡大
- 畜産施設の整備支援、肉用牛、酪農の振興
- 農畜産物の加工、高付加価値化、販路の拡大
- 有機農産物の生産拡大と直売施設の拡充、地産地消の推進
- 鳥獣被害対策の強化
- 林道、作業道の整備ならびに間伐材の利用促進

#### 用語解説

#### P24

#### • 公益的機能

山林や里山、農地が持つ水源かん養、防災、保水、二酸化炭素吸収、景観保全などの機能。

- ・リターン
  - 大都市などに移住した人が、再び出身地やもとの居住地に戻ること。
- ・Jターン
  - 大都市の大学などの卒業生が、出身地の近くにある中核都市などに移り住むこと。
- I ターン P3参照
- アクセス P15参照

#### P25

#### 定年帰農

農村出身者が定年退職後に故郷に戻り、農業に従事すること。また、出身地を問わず、定年退職者が農村に移住し農業に従事すること。

ふるさと公社(仮称)

基本的には、現行の「広瀬農林公社」を拡充したもの。将来的には特産品の開発・販売、農地の保全や労働力の斡旋など、総合的に農林業の振興を推進・実行する団体。(構想)

# (2) 商工業の振興

商業は、商工会議所・商工会を中心とする商業振興イベントの開催支援、空き店舗を活用した商店街の活性化促進等により、まちづくりと一体となった商業振興を図ります。

また、地域の実情を踏まえた商品宅配システムの構築など、生活環境の整備に努めると同時に地域商業の活性化を図ります。

工業は、工場拡張や企業内起業に対応するため工業団地の造成を行い、また、金属加工を核に、新たな関連企業の誘致や起業家の育成を支援する一方で、産学官の連携強化、研究基盤を持たない中小企業への支援を行い、新技術、先端的技術の開発を促進します。

さらに、創業、経営革新、多角化、<u>e ビジネス</u>など、新分野への進出を側面 的に支援します。

- 物品販売促進イベントの開催支援
- 空き店舗等を活用した創業支援、交流空間づくりへの対応
- 買い物代行・宅配システムの研究支援
- 圏域内商業施設へのアクセス向上、買物バスの利便性向上
- 地元特産品の情報発信、販路拡大の支援
- 新技術、先端技術の開発支援
- ものづくり技術の継承支援
- 鉄鋼業、機械部品加工業の共同受注・販路拡大支援
- e ビジネスのまち構築支援
- 工場用地確保への支援
- 伝統産業(織物、染物、和紙、陶芸品、鍛造品、木材加工品等)技術の 継承支援
- 異業種交流や企業連携の支援

#### 用語解説

#### ・erジネス

広義には、インターネットのほか、EDI(電子データ交換)などのコンピュータネットワークを基盤として、顧客や企業間の取引をオンラインで行うeコマース(電子商取引)、情報提供やマーケティングなど、ネットワークベースで行われる業務活動のこと。

・アクセス P15参照

# (3) 観光の振興

市内には民謡安来節や価値ある遺跡、史跡、まつり、社寺、庭園をはじめ、優れた有形・無形の文化財が豊富に保存されています。

さらに、美しい田園景観、雄大な眺望、素晴らしい泉質と湯量を誇る温泉などに恵まれています。

このような資源を活かし、関係団体が連携を持って、観光資源のルート化、連携強化、情報発信強化を図ります。

また、地域の歴史や伝統を実感できる体験型観光、美しい自然と農村文化に ふれるグリーンツーリズムなどを推進し、観光産業の基盤整備に努めます。

- 安来節、月山富田城、チューリップを核とした観光振興
- 月の輪まつり、刃物まつりなど祭りによる観光振興
- 拠点施設をいかした観光振興
- 観光ルートの開発、観光施設間の連携の強化
- 観光データベース化による情報発信
- ボランティアガイドの育成
- 滞在・体験型観光(安来節、染物、紙すき、陶芸、農業など)の振興







#### 用語解説

- ・グリーンツーリズム P23参照
- ・データベース

関連する各種のデータを一カ所に集中・整理したもの。

# (4) 雇用の促進

雇用をめぐる情勢は極めて厳しい状況が続くなかで、地域の雇用を確保していくため、工業分野、環境分野、農林業分野、福祉分野を中心に雇用の機会拡大に向けた取り組みを促進します。

また、公共施設等の整備・維持、公共サービスの運営については官民の適切な役割分担に基づく、新たなパートナーシップの形成に努めます。

企業誘致については、国内を見渡すと生産拠点の海外移転もあり、容易ではありませんが、県や関係諸団体との連携を強化し模索する一方、市内企業の事業規模拡大、企業内起業に向けた工業団地の整備により雇用の拡大を図ります。定年退職を迎える団塊世代も視野に入れた<u>UJIターン</u>者の受け皿づくりや起業の支援をします。

- 工場用地確保支援による就労の場の創出
- 島根東部地域職業訓練センターとの連携
- 勤労者福祉対策の推進
- UJIターン者の受け皿づくり
- 新規就農者受け入れ体制の整備・拡充
- シルバー人材センターの拡充
- 女性の社会進出の支援





#### 用語解説

- ・パートナーシップ
  - 適切で対等な協力関係のこと。
- ・ U ターン P25参照
- ・ **Jターン** P25参照
- I ターン P3参照

# 3. みんなが住みよい快適環境のまちづくり(定住環境の整備促進)

# ≪施策の基本方向≫

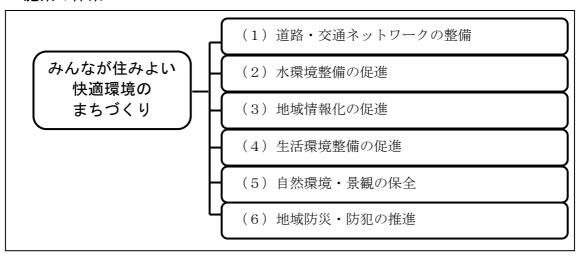
市民が安心して暮らす基本となる道路網や上下水道(農業集落排水施設等)、情報通信ネットワークなど生活環境基盤の整備、促進を図ります。

人びとが市内を容易に移動できる交通手段としてイエローバスがあり、バスダイヤ、路線等利用者の利便性向上を図ります。

住民の生命を守り育てるきれいな水や恵まれた自然環境、美しい景観などを適切に保全、保存し、後世に伝えて行くことが今生きる私たちの務めであります。

地域の実情に合った防火体制や消防・防災体制の充実を図ります。また、自 然災害に住民が連携を持って迅速に対応できるまちづくりを目指します。

# ≪施策の体系≫





#### ≪市民・地域・行政の役割≫

市民	地 域	行 政
○河川や中海の水質浄化	○良質な水環境を維持す	○水環境をはじめとする
に向け、生活雑排水や汚	るため、地域で総合的な	自然環境と景観の保全
水の適切な排出に努め	水環境対策を推進しま	を推進します。
ます。	す。	○幹線道路、地域幹線道
○ごみの分別排出を守り	○地域の安全は地域で守	路、日常生活道路など道
環境に負荷を与えない	るため、市民や団体、地	路の整備促進や情報通
自然にやさしい資源循	域が連携強化し、防災・	信ネットワークの整備
環型社会の形成に努め	防犯対策を強化します。	に努めます。
ます。		○生活バス、高速バスの利
○非常災害に備えた日常		便の性向上に努めます。
点検に努めます。		○消防防災体制の強化を
		図ります。

# (1) 道路・交通ネットワークの整備

道路・交通ネットワークは、地域活力の向上、住民生活の利便性の向上において重要な役割を担います。

活発な地域連携や交流活動を推進するとともに、市民生活や産業活動の利便性を高め、さまざまな活動を円滑にする道路・交通環境の創出を基本方向とし、「幹線道路」、「地域幹線道路」、「日常的生活道路」の体系的な整備促進に努めます。

地域物流の拠点となる境港及び米子空港への<u>アクセス</u>改善のための中海架橋 (仮称)の早期建設促進を図ります。

また、地域に密着した交通手段として生活バスの利便性向上を図るとともに、 道路・交通関連施設の整備に努めます。

- 東西南北・縦横の幹線道路ネットワークの整備促進
- 地域幹線道路ネットワークの整備
- 日常的生活道路の整備 (1.5車線的整備含む)
- 中海架橋(仮称)の建設促進
- トリプルポートへのアクセス改善





#### 用語解説

- アクセス P15参照
- 1.5車線的整備

交通量が比較的少ない中山間地域等における生活道路の整備においては、地域の地形や道路の利用状況等を考慮し、待避所の設置やカーブを緩やかにする改良など、従来の2車線改良ではなく1車線・2車線改良を適度に組み合わせた手法。

・トリプルポート

一般的には国際重要港湾(シーポート)、国際空港(エアポート)、高速鉄道・道路網(ランドポート)の3つ。

# (2) 水環境整備の促進

市民の生命を守り育てるきれいな水環境を維持するため、水辺の環境の整備や、 下水道(農業集落排水、合併浄化槽を含む)の整備を推進します。

生活雑排水が環境に大きな負荷を与えないよう、排出時の処理や有用微生物 使用など河川の浄化を目指し、啓発活動に努めます。

市内を流れる河川の豊かな水は市内はもとより近隣市町に生活用水、工業用水として供給し、能義平野の水田も賄っています。人々が生活するための源である水資源の重要性を再認識し、森林・農地の持つ水源かん養機能の保全対策や河川を媒介とした上下流域住民の交流を促進し、水の保全に対する意識の啓発を促進します。

また、中海のラムサール条約登録により、水質保全、沿岸美化等よりいっそ うの環境保全活動が求められており、住民やボランティア団体の活動が期待さ れています。

- 水源かん養、保水機能の保全
- 動植物の生息環境の保全
- 水辺(中海、河川)の環境の整備
- 多様な生態系に配慮した河川、護岸整備の推進
- 下水道の整備促進
- 水質や水源環境の管理体制の確立
- 生活雑排水の処理に対する意識啓発
- 河川、森林に親しむ地域交流・学習の促進





#### 用語解説

ラムサール条約 P6 参照

# (3) 地域情報化の促進

パソコンやインターネットに代表される情報通信技術のめざましい発展により、<u>グローバルでオープンなネットワーク社会が形成され</u>、一般家庭においても自由にさまざまな情報を発信収集することができ、情報に関する環境は一段と複雑、高度になりつつあります。

このような社会環境の中で、住民の安心を支え、諸活動を効率化し、交流を活発化し、地域を活性化するために、地域社会に有益な、時代に即した情報技術(IT)の導入を図ります。

地域情報ネットワークの整備を促進するとともに、<u>しまね電子申請システム</u>の導入整備を推進し、情報技術(IT)を活用した効率的かつ迅速な行政業務を行うことにより、住民サービスの向上に努めます。

また、新たな<u>情報インフラ</u>に対応し、難視聴の解消や利活用について調査研究を進めます。

- 地域イントラネットの利用促進
- 住民サービス情報システムの利用促進
- 高速情報通信環境(DSL、光ファイバー等)の整備促進
- 情報活用能力の向上を図る講習会等の開催
- 他地域との情報交流の促進
- 移動体通信(携帯電話)網未整備地域の解消
- 地上波デジタル放送への対応

#### 用語解説

- グローバル P4 参照
- ネットワーク社会

行政サービスや企業活動、個人の日常生活における多くのことが、ネットワークを介して可能になる社会のこと。

・しまね電子申請システム

自宅や職場などの身近な場所からインターネットを通じて行政手続きをすることができるようになるシステムのこと。

・情報インフラ

情報社会の基盤となる通信網、通信機器などの施設、情報の供給体制、活用体制やその教育等のこと。

- ・地域イントラネット P22参照
- ·DSL

デジタル・サブスクライバー・ライン。電話で使っている銅線をそのまま使って、高速デジタル 通信を行う方法のこと。

- ・光ファイバー P22参照
- ・地上波デジタル放送

映像や音声の信号を、放送局から家庭に届けるのに、アナログ信号でなくデジタル信号に変えて 電波に乗せる方式。

## (4) 生活環境整備の促進

市民誰もが住みやすく、環境に負荷を与えない、自然にやさしい資源循環型の地域社会を形成していく必要があります。環境を守る<u>3R</u>の推進やごみの分別排出の徹底など啓発促進します。

若者の定住を促進する住環境整備や水・緑に恵まれたやすらぎ、憩い、交流の場を創出し、うるおいのある生活空間整備を推進します。

市民の積極的なユニバーサルデザインのまちづくりに関する理解と協力により、すべての市民が利用しやすく安全で快適なまちづくりを進めます。

また、道路を快適に利用できるよう補修や除雪対策に努めます。

- 省資源・省エネルギー型の地域社会の形成
- 環境を守る3Rの推進
- ゴミの分別収集体制の確立
- 廃棄物処理施設の整備
- コンポスト(堆肥)化、有機肥料化の推進
- 公共賃貸住宅の整備、定住住宅の整備
- 上水道の整備促進
- 憩いの空間づくりの推進
- ユニバーサルデザインの導入
- 除雪対策の実施
- 地域サイン計画の推進
- 公園墓地の整備

### 用語解説

#### • 3 R

①減らす(リデュース)=むだ遣いを減らす②再利用(リユース)=同じ物を何回も使う③資源化する(リサイクル)=再生できるものは資源回収に出す。

- ・ユニバーサルデザイン
  - 誰もが使いやすく、利用しやすいデザイン(意匠・設計・図案など)。
- ・地域サイン計画

サイン=看板・標識。地域や道路・施設等、わかりやすい案内看板・標識を計画的に配置していくこと。

## (5) 自然環境・景観の保全

中国山地に連なる山なみや田園の広がり、川岸や中海沿岸の水辺など、河川 の源流から河口、海までを包含する自然環境は本市の財産であり、これらを後 世に伝えていくことは、この地域に住む私たちの責務です。

自然環境の適切な保全を行うとともに、地域の暮らしのなかで育まれてきた 美しい自然景観や歴史的景観の保存・活用に努めます。

また、地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素の排出抑制に対する意識の高 揚を図り、新エネルギーの活用促進に努め、「水と緑と文化が調和する健康・ 交流のまち」にふさわしい環境と景観を守ります。

- 住民やボランティア等の自然愛護、景観保全活動支援
- 史跡・歴史的町なみの保全
- 緑の環境保全 (緑のダム機能の維持向上等)
- 環境に対する意識啓発、環境学習の推進
- 新エネルギーの活用促進
- 環境マネジメント規格 (ISO 14000シリーズ) に基づいた行政活動の 展開
- 廃棄物の不法投棄監視体制の強化





#### 用語解説

新エネルギー

自然の力の利用や今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使う地球にやさしいエネル ギー。太陽光、太陽熱、風力、廃棄物発電などのこと。 • ISO 14000シリーズ P9参照

## (6) 地域防災・防犯の推進

当地域の歴史を振り返ると、飯梨川や伯太川の度重なる氾濫など幾多の水害を経験し、近年では鳥取県西部地震で当地域においても甚大な被災をし、改めて自然災害の恐ろしさを実感させられました。

住民の生命や財産を守るため、河川の氾濫防止対策、土砂流出・地すべり対策等を推進するとともに、地域の実情に合った消防・防災体制の充実を図るとともに、救命率の向上を目指し、市民に救急車が到着するまでの心肺蘇生法等の普及啓発活動を積極的に進めます。

こうした風水害や地震をはじめとする自然災害に住民が連携を持って迅速に対応できるまち、また、交通安全や防犯対策も合わせ地域の安全は地域で守るまちづくりを進めます。

子どもの防犯対策については<u>子ども安全センター</u>の活用により子どもの被害 防止を図ります。

- 防災行政体制の構築(地域防災計画、消防本部・防災センターの整備)
- 迅速な情報・伝達網づくり(防災行政無線等)
- 地域消防団との連携による消防・防災体制の強化(地域防災拠点の整備)
- 市民救命士の養成(1家族1市民救命士を目指し救命士講習会の開催)
- 交通安全意識、防犯意識の啓発
- 河川改修、地すべり・がけ崩れ・砂防対策の充実
- 消防施設・設備の整備
- 歩車道分離や交通安全対策(街路灯・カーブミラー設置等)の推進





### 用語解説

・子ども安全センター

警察署と自治体、教育委員会が連携し、通学路の点検や防犯教室の開催をするなど、子どもたちの安全を守ることを目的とする組織。

• 市民救命士

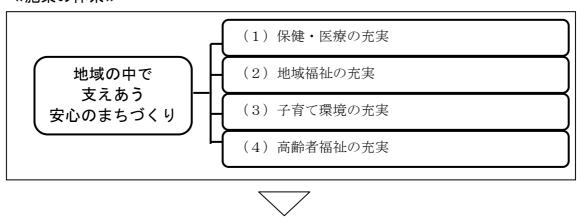
心肺蘇生法や止血法などの応急手当の実技を身につけた市民のこと。

## 4. 地域の中で支えあう安心のまちづくり(健康・安心・生きがいの創造)

## ≪施策の基本方向≫

市民すべてが健康で、安心して、生きがいを持って暮らせるまちを目指して、 保健・医療や高齢者福祉の充実を進めると同時に、市民一人ひとりが健康づくり や地域の福祉活動、子育て環境づくりなどに主体的に取り組み、市民や地域と行 政が一体となって、子どもを安心して生み、育て、生涯をとおして健康で、誰も が生きがいをもって、いきいきと暮らせる環境づくりを進めます。

## ≪施策の体系≫



## ≪市民・地域・行政の役割≫

市民	地 域	行 政
○自らの健康管理に取り 組み、心身の健康づくり を心がけます。 ○ボランティア活動や支 えあい活動に積極的に 参加して、支え合い・助 け合いの輪を広げます。	○身近な地域での支えを するとともに暮らともに暮らりを進めを育む意識をもうができる。 であるではからないでででででででででででできます。 ではないでででできますができます。 ではないででできますができます。 ではないできますができます。 ではないできますができます。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	○ さまな保健医療体制では、では、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

## 用語解説

## ・健康づくり

広い意味での健康づくり。身体の健康はもとより、たとえ病気や障害をもっていても、目標をも ち自分らしさを大切にしながら自分の人生をつくりあげていくこと。 ・ニーズ P2 参照

## (1) 保健・医療の充実

市民が、生涯をとおして健康でいきいきと暮らせる、健康長寿の地域社会を 築くことが求められています。

生活習慣病を予防し、寝たきりにならない状態で生活できる健康寿命を伸ば し、子どもから高齢者まですべての人が元気でいきいきと生活できることを目 指し、地域住民、関係機関・団体がともに健康づくりに取り組んでいきます。

また、次世代を担う子どもたちの健康とすこやかに子育てができるまちづくりを目指します。

さらに保健・医療と福祉が一体となったシステムを確立することにより、地域の医療機関との連携を強化し、住民のニーズに対応した地域医療を目指します。

市立病院についても地域に密着した中核的な自治体病院としての役割を果たせるよう、その機能の充実を図ります。

- 健康づくりの推進
- 健康管理システムの充実
- 生活習慣病、介護予防対策の推進
- 思春期保健対策の強化と健康教育の推進
- 母子保健対策の拡充
- 口腔歯科保健対策の推進
- 市立病院の医療設備の拡充
- へき地医療体制の確保
- 感染症・難病等に関する正しい知識の普及

#### 用語解説

- ニーズ P2 参照
- •健康づくり P36参照
- 感染症・難病等

HIV (エイズ)、ハンセン病、膠(こう)原病をはじめとし、O157なども含んだ感染症・難病。

## (2)地域福祉の充実

すべての市民が、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、"ひと "として健康で安心して生きがいを持って生活が送れるよう自立を支援するこ とが、今後の地域福祉の理念となります。

地域福祉の一層の充実を図るためには、住民主体の公民協働が不可欠であり、 その活動拠点の整備に努めるとともに、保健・医療と福祉の連携による各種ケ アシステムを構築していかなければなりません。

地域福祉計画を策定し、社会福祉協議会をはじめ、各種福祉関係団体との連 携強化、NPO法人・ボランティア団体の育成を図り、地域の福祉ニーズに対 応できる協働体制の確立を図ります。

また障害者計画を策定し、ノーマライゼーションを基本に、計画に沿った施 策を推進するとともに、障害者の状況に応じた支援や地域社会への参加促進を 推進します。

- 地域福祉計画の策定・推進
- 福祉教育の充実・推進
- 権利擁護事業の推進
- NPO法人、ボランティア団体の育成
- 福祉関係(法人)団体との連携による福祉サービス供給体制の拡充
- 障害(児)者の自立支援と社会参加促進

- ・NPO P3参照 ・ニーズ P2 参照 ・ノーマライゼーション P23参照

## (3) 子育て環境の充実

少子化の進展は地域社会にとって重要な課題となっています。今後は「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障による次世代支援」、「子どもの社会性向上や自立の促進」の4つの視点において、国、県、市町村(地域)、企業等が一体となった計画的かつ積極的な取り組みが求められています。

少子化は社会全体の将来にかかわる重要な問題であり、<u>次世代育成支援行動計画</u>に沿って、すべての市民が年齢、子どもの有無にかかわらず、次世代を担う子どもと子育て家庭を社会全体で支えあう必要性を理解し、地域連携・協働のもとで子育てができるよう推進します。

さらに、就学前の教育・保育を相互補完するものと捉え、保育施設の機能拡充に努め、幼稚園、保育所の保育一元化を推進し、保育サービスの充実を図ります。

- 次世代育成支援行動計画の推進
- 子育て<u>コミュニティ</u>(地域の子育て支援ネットワーク、ファミリーサポートセンター)の拡充
- 子育て支援センターの拡充
- 保育メニューの拡充
- 放課後児童クラブの拡充
- 保育一元化の推進
- 子どもの人権擁護体制の整備

#### 用語解説

### • 次世代育成行動支援計画

次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日公布・法律第120号)に基づく市町村行動計画。従来の取り組み(エンゼルプラン=児童育成計画)に加え、政府・地方公共団体・企業が一体となって、国の基本施策として次世代育成支援を進め、家庭や地域社会における「子育て機能の再生」実現を目的としたもの。

- ・コミュニティ P9参照
- ・ファミリーサポートセンター

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人からなるボランティアに近い会員組織。

## (4) 高齢者福祉の充実

本市においては今後さらなる高齢化の進展が予測され、高齢者の福祉需要も高まることが予測されます。

高齢者が住みなれた地域で、安心して健康で生きがいを持って暮らせる地域づくりを目指すとともに、ボランティア活動への参加や、高齢者の生涯学習、世代・地域を超えた人的交流など、高齢者や地域の方々が自ら考え、行動する自主的活動を積極的に推進します。

一方で関係福祉(法人)団体、NPO法人、ボランティア団体、地域との連携を強化し、介護体制、介護支援体制のさらなる充実を図ります。

- 高齢者生きがい対策の推進
- 高齢者の生活の質向上のための施策展開
- 高齢者の福祉・交流(社会参加)の場づくり
- 高齢者生活支援ハウスの設置
- 在宅介護支援、介護保険事業の充実
- 高齢者虐待防止ネットワークづくり





#### 用語解説

- N P O P3参照
- ・高齢者生活支援ハウス

在宅で生活するには不安のある高齢者に対し、低料金で居住の場を提供する施設。生活援助員を 配置し、各種助言、相談及び緊急時の対応などを行う。

## 5. ひとが輝く活力発揮のまちづくり(教育・文化の充実)

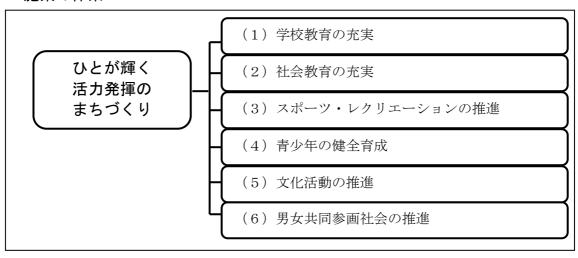
## ≪施策の基本方向≫

学校教育・社会教育を基本に人権を尊重し、個性が輝く活力あるひとづくり、 ひとが輝く活力あるまちづくりを進め、若年層や女性が地域社会で自らの力を発 揮できる男女共同参画社会を推進します。

スポーツ・レクリエーションに親しむことにより、<u>健康づくり</u>や交流人口の 拡大を図ります。

また、青少年の健全育成に取り組める地域づくりを目指し、伝統文化、芸術等を発表する機会を拡大し、文化的風土の醸成や交流の拡大を図ります。

## ≪施策の体系≫





## ≪市民・地域・行政の役割≫

市民	地 域	行 政
○自らが学習やスポーツ に取り組み、多様な価値 観味ではので進めます。 で文化、芸術等による交し、 を発表の機会を拡大し。 を発表の機会を拡大や 各種活動の活性化や 合実現に努めます。 で性別にとらわれると を分かち合います。	○地域に息づく伝統文化、体感し、体感し、体感し、体感ではないくはない。 ・地域にあずる。 ・地域ではないではないではないができる。 ・地域ので子促ので子といるがでいる。 ・生活動のではいるができるができるができるができるができるができる。 ・は、くずではいるでは、一分に発動では、一分に発動では、一分に発動では、一分に対し、といるができる。 ・は、これが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	○住民誰もが、いつでも、でも、いつとのという学習施生が、ぶる学習を会のは、 できるやます。 ○ コンルーのでは、 でをできるやます。 ○ コンルーのでは、 でをできるやます。 ○ カボル ででがのをできる。 ○ カボル ででがのをできる。 ○ カボル でんしょう でんしょう でんしょう でんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう でんしょう かんしょう でんしょう でんしょう でんしょう でんしょう でんしょう いっと かんしょう でんしょう でんしょう いっと かんしょう でんしょう いっと いっと いっと いっと かんしょう いっと

## (1) 学校教育の充実

地域の学校教育を取り巻く環境は、少子化による児童生徒数の減少、社会自然環境の悪化や情報化、国際化社会への推移など多様に変化してきています。

このような状況に対応した学校づくりを進めるため、家庭・地域社会における教育力の向上、教育指導体制の整備を図ります。

また、登下校時に交通事故や犯罪の被害者となる事例や児童、生徒の問題行動の低年齢化が社会問題となっています。学校と家庭、地域が一層連携し諸問題の解決に向けた取り組みを推進します。

- 地域ぐるみ教育の意識醸成
- 地域での学習・活動の場の充実
- ふるさと教育、体験学習の充実
- 異年齢・異世代交流の促進
- 教育指導方法(少人数指導、ティームティーチング等)の充実
- スクールカウンセラーの派遣
- 老朽施設・設備の整備、余裕教室の地域開放
- 人権・同和教育の推進
- 情報教育・福祉教育の推進
- 幼児教育環境の整備
- 特別支援教育環境の整備
- 児童生徒の安全確保

### 用語解説

#### P41

#### 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、男女が均等に利益を享受するとともに責任を負う社会。

• 健康づくり P36参照

## P42

## ・ティームティーチング

複数教師による指導。つまずきやすい単元などに、1クラスに2人以上の教師が入って、きめ細かい指導をする授業方法。

## ・スクールカウンセラー

学校でいじめなどの相談にのる専門職員(臨床心理士や精神科医などの有資格者)。児童生徒・ 保護者へのカウンセリング、教員への相談や診断等を行う。

## ・特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症を含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために必要な支援及び適切な教育。

## (2) 社会教育の充実

住民の誰もが、いつでもどこでも学ぶことができる社会を目指します。 また、その学習の成果を活かしていくことにより、地域社会の教育力を高め、 活力ある地域社会を目指します。

その実現のため、地域コミュニティステーション等を核に、多様な価値観や 個性を醸成し、地域の文化を継承するための学習活動の機会の拡大を図ります。 あわせて、学校・家庭・地域社会との連携を図りながら、人権に関する多様 な学習機会の充実に努め、人権意識の向上を目指します。

- 生涯学習の推進体制の整備(地域コミュニティステーション等の活用)
- 多様な学習の機会、学習情報の提供
- ○世代間・地域間交流の推進
- 芸術・文化活動の支援
- 生涯学習施設の整備充実
- 学習・体験・交流の機会づくり (農業体験学習プログラム等)
- 人権・同和教育の推進と指導者の養成





#### 用語解説

・コミュニティステーション P20参照

## (3) スポーツ・レクリエーションの推進

住民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じてスポーツ に親しむことにより、健康づくりや交流人口の拡大を図る「生涯スポーツ社会」 を目指します。

その実現のため、スポーツ・レクリエーション活動が日常的に身近に行える環境を整えるとともに、各種活動を支える組織や団体、指導者の育成を推進します。

あわせて、各種競技大会の開催及び参加を促進し、競技スポーツにおいて活躍できる競技者の育成・強化ならびに指導者の養成を図ります。

- 総合型地域スポーツクラブの育成
- 指導者の養成と活用
- 各種スポーツ・レクリエーション施設の充実・団体の育成
- 野外活動の機会充実
- スポーツイベントの開催による交流人口の拡大





#### 用語解説

- ・健康づくり P36参照
- 総合型地域スポーツクラブ

複数の種目が用意されており、地域の誰もが、年齢、興味、関心、技術、技能レベルなどに応じて参加できる、住民が主体的に運営する地域スポーツクラブ。

## (4) 青少年の健全育成

未来の社会を担う青少年の育成は、すべての大人にとって重要な課題です。 親子の親睦を深める機会の拡大、地域行事への参加、地域貢献活動やボラン ティア活動などへの参加は健全な人格を育みます。

家庭・地域・学校・職場が一体となって青少年の健全育成に取り組める地域づくりを目指します。

- 子どもの人権尊重意識・青少年の健全育成意識の醸成
- 家庭・地域・学校・職場教育の推進
- 地域行事、地域貢献活動やボランティア活動への参加促進





## (5) 文化活動の推進

各地域に存在する伝統文化や芸術、日々の文化活動の成果等を発表する機会 を拡大し、文化的風土の醸成や交流の拡大を図ります。

また、文化活動の活性化により、今日まで守られてきた地域の有形・無形の 文化財への意識を高め、適切な保存や継承、発展の取り組みを地域一体となっ て進めていきます。

- 伝統文化、芸術・技術の継承とひとづくり
- 文化芸術団体・個人の登録と活動支援
- 伝統文化・芸術祭の開催
- 文化交流の支援
- 史跡、文化施設等の整備拡充





## (6) 男女共同参画社会の推進

男女の差別をなくし、男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮 し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会を目指 します。

そのためには、社会の支援や制度のあり方だけではなく、地域の慣習のあり 方についても考えていき、地域のさまざまな計画や方針の決定に女性が参画す る機会を拡大していく必要があります。

パートナー同士がお互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事や 子育て、学習活動、地域活動ができるようになることで、地域の活性化も図る ことができます。

- 男女共同参画計画の策定
- 男女共同参画社会に向けての学習・啓発活動の推進
- 男女が共に担う家庭や社会の環境づくり
- 審議会、地域づくり等への女性の参画機会の拡大
- 女性の人権擁護体制の整備
- DV相談窓口の設置



- 男女共同参画社会 P42参照DV P23 参照

# 参考資料

## 表 - 1 地目別評価総地積(民有地)

(単位:10a)

	総数								,	·
		田	畑	宅地	鉱泉地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
安来市	191,740	42,575	9,761	8,309	0	420	123,449	199	5,029	1,998

資料:安来市「平成17年度土地に関する概要調査報告書」

## 表 - 1 人口と世帯数の推移

(単位:人、世帯)

区分	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	48,382	48,800	49,321	49,616	48,492	46,934	45,255	43,834
一般世帯数	10,886	11,533	12,204	12,414	12,470	12,670	12,761	12,872
世帯あたり人口	4.44	4.23	4.04	4.00	3.89	3.70	3.55	3.41

昭和45年・50年の一般世帯は普通世帯平成17年の数値は速報値

資料:国勢調査

## 表 - 2 人口と世帯数の見通し

(単位:人(%))

							(手口	上:人(%))
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口		49,616	48,492	46,934	45,255	43,358	41,192	38,681
	年少人口0~14歳	10,488	8,876	7,467	6,434	5,992	5,552	5,172
	(構成比)	(21.1)	(18.3)	(15.9)	(14.2)	(13.7)	(13.5)	(13.4)
年齢別	生産年齢人口15~64歳	31,516	30,659	29,233	27,305	25,275	23,356	20,569
人口	(構成比)	(63.5)	(63.2)	(62.3)	(60.3)	(58.3)	(56.7)	(53.2)
	老年人口65歳以上	7,605	8,946	10,231	11,496	12,161	12,284	12,940
	(構成比)	(15.3)	(18.4)	(21.8)	(25.4)	(28.0)	(29.8)	(33.5)
就業人口		27,061	26,544	26,312	24,592	22,424	20,451	18,935
	(就業率)	(54.5)	(54.7)	(56.1)	(54.3)	(51.7)	(49.6)	(49.0)
一般世帯	一般世帯数		12,470	12,670	12,761	12,591	12,119	11,489
	1世帯あたり人員	4.00	3.89	3.70	3.55	3.44	3.40	3.37

資料:国勢調査、1市2町将来人口等推計

本推計人口(平成17年以降)は、コーホート変化率法などにより推計したものであり、本推計にあたっては現状の社会経済環境が今後も続くという前提(現状で推移した場合)に基づく推計です。従って、政策や社会保障制度の見直しなどによる環境変化を考慮したものではありません。

表 - 1 産業別の事業所数・従業者数(民営)・平成16年

(単位:事業所、人)

								(千世, 手未//)、八)	
	島村	艮県	安	<b>卡市</b>	広河	頓町	伯ス	太町	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	
全産業	39,267	288,334	1,391	13,772	393	1,839	150	1,058	
農林漁業	258	3,315	2	7	-	-	2	10	
鉱業	73	708	-	-	1	13	1	1	
建設業	5,223	39,091	191	1,311	55	293	25	151	
製造業	2,880	49,410	121	4,938	53	478	18	410	
電気・ガス・熱供給・水道業	23	1,428	-	-	-	-	-	-	
情報通信業	234	3,026	7	20	1	2	-	-	
運輸業	752	11,647	31	772	3	32	4	20	
卸売·小売業	12,146	67,627	431	2,428	139	532	47	139	
金融·保険業	713	7,556	26	228	1	5	1	4	
不動産業	1,423	2,990	45	83	12	17	-	-	
飲食店、宿泊業	4,077	22,658	142	618	17	66	5	16	
医療、福祉	1,886	29,209	62	1,759	9	95	8	207	
教育、学習支援業	852	4,360	34	152	8	50	-	-	
複合サービス業	626	5,655	21	190	9	51	5	40	
サービス業(他に分類されないもの)	8,101	39,654	278	1,266	85	205	34	60	

資料: 総務省統計局「平成16年事業所·企業統計調査」

表 - 2 製造業の現況【従業員が4人以上の事業所】(平成16年)

	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
島根県	1,647	43,558	1,040,096
安来市	100	5,228	156,263

資料:平成16年島根県工業統計調査結果速報

表 - 3 卸売業の現況(平成 16年)

	商店数	従業者数	年間販売額
	(店)	(人)	(百万円)
島根県	2,160	16,679	854,195
安来市	73	587	42,072
広 瀬 町	13	41	352
伯太町	1	1	Х

(注:xは秘匿数値) 資料:平成16年商業統計調査(簡易調査)結果速報

表 - 4 小売業の現況(平成 16年)

	事業所数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	売場面積 (m²)
島根県	9,930	47,758	789,194	957,581
安来市	357	1,647	26,355	38,274
広 瀬 町	129	459	5,558	7,501
伯太町	47	150	Х	1,597

(注:xは秘匿数値)

資料:平成16年商業統計調査(簡易調査)結果速報

表 - 5 農業産出額

(単位:1千万円)

_							\ I I—	· · / / / / /
		平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
		9,216	8,715	8,913	8,233	8,984	8,265	7,765
	安来市	656	598	634	557	624	568	531
	広瀬町	191	183	189	165	173	155	146
	伯太町	161	146	160	147	154	140	142
1	計	1,008	927	983	869	951	863	819

		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
É	島根 県	7,155	7,053	6,891	6,848	6,604	6,450	6,500
Г	安来市	493	495	476	479	456	433	445
	広瀬町	133	130	127	124	119	111	111
	伯太町	132	121	124	120	115	110	112
1	計	758	746	727	723	690	654	668

資料:中四国農政局島根農林統計事務所「農林水産統計年報」

# 総合計画策定の経過

5月20日	庁内まちづくりワーキング委員会開催
6月10日~30日	庁内ワーキング委員会による市民意向調査(第1回)
	(公民館の館長、主事、事務員から公民館の活動や地域の状況、
	イベントなどについて聴取)
7月15日~9月9日	庁内ワーキング委員会による市民意向調査(第2回)
(	(公民館内の一般市民を対象に安来市の将来について、
	意見や要望を聴取)
7月15日~25日	アンケート調査(郵便)の実施
(	(市民を男女別、地域別、年代別に分けた上で800人を無作為抽出し、
	郵送によりアンケートを実施) 回収数316通、回収率39.5%。
7月22日~31日	アンケート調査(インターネット)の実施
(	(郵送アンケートと同じ調査項目を市のホームページに掲載し、
	メールで回答を頂くアンケートを実施 回収数 4 通
10月20日	庁議 [策定基本方針案と総合計画骨子案を協議]
10月24日	庁議 [策定基本方針案と総合計画骨子案を協議]
12月21日	庁議 [総合計画素案を協議]
12月26日	庁議 [総合計画素案を協議]
1月10日~12日	庁内部門別説明会を開催
1月18日	第1回総合計画審議会を開催 [市長から諮問]
1月27日	議会全員協議会 [経過報告]
2月10日	第2回総合計画審議会を開催
2月20日	庁内まちづくりワーキング委員会開催
2月21日	議会全員協議会 [経過報告]
2月24日	庁議
2月24日	第3回総合計画審議会を開催
3月 1日	総合計画審議会から答申
3月 1日~19日	総合計画説明会[案を説明](市内 24 公民館)
3月22日	定例議会で議決

## 安来市総合計画審議会条例

平成 17 年 3 月 23 日 条例第 1 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長が必要と認めるときは期間を定めて、安来市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定に関し必要な調査 及び審議を行う。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 識見を有する者
- 3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。 (会長及び副会長)
- 第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある 者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別 に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

安 政 第 1 5 9 号 平成 1 8 年 1 月 1 8 日

安来市総合計画審議会会長高田省三様

安来市長島田二郎

安来市総合計画について(諮問)

安来市総合計画審議会条例第2号の規定に基づき、安来市総合計画について 貴審議会に諮問申し上げます。

安来市長 島田二郎 様

安来市総合計画審議会 会 長 高 田 省 三

## 安来市総合計画について(答申)

平成 18 年 1 月 18 日付安政第 1 5 9 号で諮問のあった安来市総合計画(案)について慎重に審議した結果、基本構想並びに基本計画について了承いたします。

なお、計画の実施に当たっては、下記の事項について留意して計画の実現に努められるよう要望します。

記

1、 これからのまちづくりは市民が主体となった自活と共助の地域社会の確立に向けて、これまで以上に住民自治や市民協働の取り組みを進める必要がある。

計画の推進にあたっては市民や企業・団体・NPO などの理解が不可欠であり、周知徹底を図り、協働のもとに各種施策の早期実現に務められたい。

また、まちづくりに関し市民が積極的に参画できるよう市民と行政がお互いに情報の共 有化を図り、市民の視点に立った協働のまちづくりを推進されたい。

2、 変化の激しい時代、この計画と実行には的確な情勢の把握と判断が必要となる。常に検証しながら計画の実現に向けて努力し、施策の実行性を確保するため、実施計画を策定し、これに基づき推進されたい。

なお、行政評価システム等を導入することにより計画の推進状況を検証し、その結果に ついて周知を図られたい。

3、 自らの地域をより良くするためのさまざまな活動を推進するには、住民の自治機能の継続発展が必要である。

地域の担い手として、退職を迎える団塊の世代等を含めた幅広い人材の確保、育成を進めるとともに、自治会再編も含めた地域コミュニティーの新たな展開を図られたい。

4、 個性豊かな魅力あるまちづくりが求められている中、安来らしさの追求を行うことが重要である。そのためには地域の特性を捉えて、施策実施に取り組み活力あるまちづくりに努められたい。

## 安来市総合計画審議会委員名簿

氏	名	所属組織等	1	<b></b>	考
足立	正智	一般公募者			
池田	志津代	一般公募者			
今井	幹雄	安来市自治会代表者協議会 副会長			
門脇	正憲	一般公募者			
川井	彦男	安来市公民館活動推進協議会 会長			
河本	昌利	有限会社やすぎ千軒 取締役			
木口	重樹	安来商工会議所 副会頭			
楠	信一郎	㈱安来製作所 取締役業務活性化推進室長			
白根	寧士	安来市労働組合協議会 副議長			
杉原	整	社団法人安来市医師会 副会長			
砂流	裕美子	学識経験者	副会	長	
高田	省三	学識経験者	会	長	
椿	暢統	一般公募者			
長島	守	社団法人安来青年会議所 理事長			
服部	幸子	一般公募者			
原田	健志	伯太町商工会 会長			
細田	昇	一般公募者			
森山	裕治	NPO法人エプロンの会 総務			
山根	盛治	やすぎ農業協同組合 代表理事常務			
渡邊	一真	安来市PTA連合会 副会長			

(50 音順、敬称略)



## 安来市総合計画

平成18年3月発行

発 行

## 島根県安来市

〒692-8686 島根県安来市安来町878-2 TEL0854-23-3000 FAX0854-23-3152 info@city.yasugi.shimane.jp

http://www.city.yasugi.shimane.jp/